



- 8 -

二月一三日、寒かつ

た

たし日比谷周辺の「反貧困行動」七千人参加

があつた故か、傍聴席

に空席が少しきてし

まつた標記公判廷であ

つた。次回三月一二日

には神奈川からも是非

参加をと改めて思う。

前回公判の田中諭証

人（連載4で「山田さ

ん」と書いたのは私の

記憶違いで訂正）が現

業公務員の立場からで

あつたの対して、今回
は非現業公務員に即し
ての証言が行われた。
全労働出身の元国公勞
連副委員長・山瀬徳行
さんの証言である。
社会保険庁→日本年
金機構への移行など、
関連を論じたことだ。
とど、公務の中立性の
二つを峻別して悪法も

世田谷国公法事件19回公判

怒濤のように国家公務員減が強行されている
中で政治的行為への刑事罰の正当性は何處へ
行つたのかという事態

決まれば爾々と実施する」とまで述べて公務中
立性への不可侵を強調
したのである。

この論理粹組みで裁
判官を無罪判決へ向か
わせようとの被告側の
陣立てを私は納得はし
てゐる。ビラ入れ」「表
現の自由」は何として
も守らねば！

下山房雄

に追い込むような公務
は拒否すべきあるいは
みならず反国民的な行
政・立法に反対する政
治闘争を行つてきたこ
とど、公務の中立性の
二つを峻別して悪法も

きだとまで私は考える
のだが、それでは裁判
所を説得できないとの
陣立てなのであろう。
庶民意識では「官僚
制」とは悪いものだが、
マックス・ウェーバー
によつて概念化された
社会科学的認識では、
官僚制は公務の行い手

よつて公務が左右され
ないという歴史進歩的
ルールであり、価値法
則＝貨幣原理が門閥等
の「ひと」によつての
差別を一切せず貨幣の
量以外では万人平等の
世界を実現するとの経
済法則に照応する政治
法則なのである。